

大分大学医学部入学者選抜会議内規

令和6年3月6日制定

令和6年医学部内規第3-1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部入試委員会細則（平成22年医学部細則第3-1号）第8条2項の規定により、大分大学医学部入学者選抜会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 会議は、医学部において実施する次の各号に掲げる入試ごとに設置する。

(1) 一般選抜

- ア 前期日程（医学科）
- イ 前期日程（看護学科）
- ウ 前期日程（先進医療科学科）
- エ 後期日程（看護学科）
- オ 後期日程（先進医療科学科）

(2) 特別選抜

- ア 総合型選抜
- イ 学校推薦型選抜
- ウ 社会人選抜

(3) 編入学試験

- ア 第2年次編入学試験
- イ 第3年次編入学試験

(業務)

第3条 会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学試験問題等の作成、保管及び採点
- (2) 入学試験の実施
- (3) 入学試験合格者の予備審査
- (4) その他入学試験実施に関し必要な業務

(構成)

第4条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 入試委員会委員
- (2) 大分大学入学者選抜実施規程（平成23年規程第57号）第3条第1項に規定する各委員
- (3) その他学部長が必要と認める者

2 前項第3号の委員は、学部長が指名する。

(議長)

第5条 会議に議長を置き，入試委員長をもって充てる。

2 議長は，会議を招集する。

3 議長が欠けたとき，又は事故があるときは，あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときには，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は，医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか，会議に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この内規は，令和6年4月1日から施行する。